

令和7年度 第3回 門真市教育振興基本計画策定委員会 議事録

開催日時 令和7年11月17日（月）午前10時～午前11時

開催場所 市役所本館4階 委員会室

出席者 野田文子、新谷龍太郎、大野順子、岡林一弘、澤田まり子、三村泰久、
鈴木貴雄

事務局 大倉教育部次長、高山教育部総括参事、十河教育総務課長、太田学校教育課長、岡田学校教育課参事兼教育センター長、向井学校教育課参事、渡辺教育企画課長、今北教育企画課副参事兼学校教育課副参事、野澤教育企画課主任

傍聴者 なし

議事

<開会>

事務局

定刻となりましたので、第3回門真市教育振興基本計画策定委員会を開催いたします。本日はご多忙にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、委員8名中7名がご出席されており、「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第5条2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。本日は、櫻井委員は、ご都合がつかず欠席となっております。なお、後日議事録を作成するため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

ではまず、お手元の資料の確認をしたいと思います。まず1点目が「会議次第」、2点目、資料1「前回会議の振り返り」、3点目、資料2「門真市教育振興基本計画案」、4点目、資料3「門真市教育振興基本計画パブリックコメント実施概要」、以上となっております。

すべて揃っておりますでしょうか。

それではお揃いのようなので、進めさせていただきます。以降の進行は委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

委員長

皆さん、おはようございます。

本日、第3回目の会議となりますが、前回は一通り説明をいただいてからご意見いただいて、そして修正もしていただいたということです。本日のこの委員会で、案を固めていきたいと思っております。本日も委員の皆様方から忌憚ないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1. 前回会議の振り返りについて

委員長

それでは早々ですが、案件1に入らせていただきたいと思います。案件1は、今回の審議に入る前の前回の会議の振り返りということです。資料をまとめていただいているようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「案件1. 前回会議の振り返りについて」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

今回の会議において、計画についての議論をさらに深めていくにあたりまして、まず、前回の会議でご説明させていただいた内容について、簡単にではありますが要点をまとめてご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。こちらは第1回委員会でいただいたご意見を踏まえ、第1章から第3章までの修正案をお示しさせていただきました。第1章・第2章については、ご意見をいただいた箇所の表現等の文言を一部修正、また9ページの「門真市の取組」に、現計画期間中の取組を記載したものを掲示させていただきました。続いて下の部分、第3章の案についてご説明させていただきました。こちらは、これまでの議論の経過として、門真市魅力ある教育づくり審議会と門真市学校適正配置審議会での議論の経緯や、国がめざすところとして示している「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を踏まえた、右下の図の門真市の教育理念について説明させていただきました。門真市の教育理念として、縦のつながり、横のつながりを大切にし、遊びや学びといった経験を螺旋状に積み重ねていくことで将来の自分について考える視点を持ち、自分の生き方を見つけてほしいという思いがあり、そして、その思いを子どもたちに関わるみんなが共有し、子どもたちの自立を目指した教育を進める、ということをご説明させていただきました。

続いて、2ページをご覧ください。施策体系について説明させていただきました。先ほど説明しました教育理念の実現に向けて、右の図のような施策体系で取組を進めていくということをご説明させていただいたかと思います。「小中一貫教育の推進」「地域とともに作る学校教育の推進」「令和の日本型学校教育の推進」、この3つの事項については、すべての施策に関わるものであることから、めざす教育や3つのつながりを創るために、施策全体で取り組む事項としています。そしてこの中に、「質の高い学校教育の提供」「学びを支える環境づくり」の2つの施策を位置づけ、さらにそれぞれの基本施策を実現するためにどのような取組を進めるのか、施策の方向性をそれぞれ記載しております。このような考え方で施策体系を作成したということをご説明させていただきました。

続いて、3ページをご覧ください。次の案件として、第4章部分の説明をさせていただきました。こちらについては、内容が多かったので詳細については割愛いたしますが、それぞれの施策や施策の方向性に記載しております現状と課題や、めざす指標、主な取組などについて説明させていただいたかと思います。以上が、前回の策定委員会でご説明させていただいた内容となります。

4ページ以降は、前回の委員会でいただいたご意見をまとめたものを記載しております。内容が重複するものなど一部割愛をしておりますが、概ねこのような意見

が出たかと思えます。こちらの表に記載していますページ数は、配付しております資料2、計画案のページとなります。こちらのご意見を踏まえ、前回の計画案から変更した箇所については、この後の案件でご説明させていただきます。事務局からは以上です。

委員長

ありがとうございました。今、事務局より、前回会議での議論のまとめについてご説明いただきました。事務局のまとめた内容も含め、ただ今の質問について何かご意見やご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

2. 第1章から第4章の修正案について

委員長

ないようでしたら、「案件2. 第1章から第4章の修正案について」に移らせていただきます。ボリュームがあるので、全部一気にというよりは、前回のようにいくつか区切って進めたいと思います。それでは、まず第1章から第3章について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、案件2「第1章から第4章までの修正案について」です。第1章から第3章の修正案について、ご説明させていただきたいと思います。まず、全体のこととしまして、前回委員会後に事務局内でもいただいた意見を踏まえつつ見直しをしたところ、この策定委員会で意見をいただいたところ以外にもいくつか表現を変更した方がいいのではないかと思われる箇所がございましたので、修正しております。軽微な修正となりますので、内容としましては大きな変更はありません。時間に限りもありますので、今回は主に前回委員会でいただいた意見に対しての修正、回答についてご説明させていただきます。

それでは、まず第1章、第2章の修正案についてご説明させていただきます。5ページをご覧ください。こちら(1)「VUCA(ブーカ)」の時代の説明について、5年後を見据えて「BANI」などの先を見据えた要素も含めてみてはどうか、というご意見がありましたので、そのように修正させていただきました。

次に、15ページをご覧ください。学力状況の説明文について、元々の文章は「上昇傾向にあるが全国平均を下回っている」というような記載でしたが、表現を逆にした方がよいのではないかというご意見がありましたので、1行目の部分をそのように修正させていただきました。

簡単ではありますが、第1章、第2章については以上です。

続いて、第3章の修正案についてご説明させていただきます。

28ページ、29ページをご覧ください。「これまでの議論の経過」については、前回委員会で提示させていただいたものから変わりはありません。

続いて、30 ページをご覧ください。下の部分に記載しております基本理念のイメージ図を、前回から変更いたしました。前回委員会で「第1回で説明してもらった、3つのつながりについてのイメージ図などがあってわかりやすかった」というようなご意見を踏まえつつ、よりわかりやすい形で基本理念を表現しております。伝えたいこととしましては、前回同様、縦のつながりや横のつながりといった人のつながりを大切にすること、遊びや学びといった経験を螺旋状に積み重ねていくことで、将来の自分について考える視点を持ち、自分の生き方を見つけてほしいという思い、そして、その思いを子どもに関わるみんなが共有し、子どもたちの自立をめざした教育を進めるということに記載しており、イメージの図を変えたただけでありまして、理念としては前回から変わりありません。またこの図の上の部分に、※印で書かせていただいています、自立についての考え方について記載させていただきました。

続いて、次のページ、31 ページをご覧ください。施策体系についてご説明いたします。まず、施策全体で取り組む事項について、前回の案では「小中一貫教育の推進」が縦のつながり、「地域とともに作る学校教育の推進」が横のつながり、「令和の日本型学校教育の推進」が将来の自分とのつながり、とそれぞれのつながりが一対一で対応しているような表現をしておりましたが、「一対一の対応ではないのではないか」というご意見をいただき、事務局でも検討したところ、一対一対応ではなく、すべての取組が3つのつながりをつくっていくものであるという考えから、3つのつながりとの一対一対応のような表記は削除いたしました。

次に、基本施策1「学びを保障する環境づくり」については、前回の案では「質の高い学校教育の提供」という表現でしたが、「提供というよりは、そういった環境をつくってあげるものではないか」というご意見をいただき、提案していただいた「学びを保障する環境づくり」に変更いたしました。また、施策の方向性11「豊かな心を育む教育の推進」を新たに追加いたしました。こちらについては、この後の第4章の修正案をご説明する際に説明させていただきます。

以上、長くなりましたが、第1章から第3章までの修正案となります。

委員長

ありがとうございました。いただいた修正案も踏まえながらご説明をいただきました。ただいまの説明について、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。お願いします。

副委員長

丁寧な修正いただきまして、ありがとうございます。

5ページの「BANI」なのですけれども、僕もあんまり詳しくないのですが、脆弱・不安・非線形・不可解はたぶん並列関係だと思しますので、非線形の後にコマが入っているのがいらなないかなと思います。

委員長

ありがとうございます。点はいらないということですね。

30 ページのところなのですけれども、これは修正というよりも修正できているということで、いい図になったと思います。最初の基本理念のところの図の、男の子と女の子の絵が、ステレオタイプな色遣いでちょっと気になっていました。でも、それはもう前からずっと使っているの修正できないのだろうなと思っていたのですが、今回ちょっと黄色とか緑の女の子とか、色もちょっと変えておられるので、少し良くなったかなと。ただ、この緑が男の子か、女の子なのかなと思うのですが、男の子は青系で女の子が赤系というのが回避されているかなと思って、よくなったと思います。

皆様方からはございませんか。では、委員、どうぞ。

委員

30 ページのイメージ図の中で、ちょっと気になった点なのですけれども、話し合いになるかもしれないのですけれども、30 ページの「人とのつながり」の中で、「協働的な学び」というのがありますが、この「協働」というのは、「働く」のことですかね。「同じ」の方も見かけますが。

副委員長

中央教育審議会の答申の「令和の日本型教育」に基づいているのかと思います。

委員

「働く」が使われているのですね。わかりました。

協働的学習って割と「同じ」っていう表現されていることを結構見かけるので、気になりました。

委員長

ありがとうございました。そういった答申系にあわせてあるということでございます。他にございませんか。

では、ないようでしたら、第4章ですね。これもボリュームがありますので、施策ごとに区切って進めたいと思います。まずは、「めざす教育や3つのつながりを創るために施策全体として取り組む事項」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、第4章「めざす教育や3つのつながりを創るために施策全体として取り組む事項」について説明させていただきます。

32 ページをご覧ください。「小中一貫教育の推進」についてです。こちらにつきましては、まず、「縦のつながりと対応しているのであれば、異年齢や異学年との

関わりについての記載をしてはどうか」というご意見がありました。先ほど第3章の施策体系についてご説明させていただいた通り、3つのつながりと取組は一对一の対応ではないということで、あえてそういった記載はせず、こちらに関しましては、小中一貫教育の推進についての現状と取組の方向性を記載いたします。内容については大きく変更しておりませんが、「義務教育9年間を連続した教育課程として捉える」など、ちょっと表現がわかりにくいものがありましたので、わかりやすいものにしたらどうかというご意見をいただいておりますので、それを踏まえ、4段落目以降、「門真市小中一貫教育推進プラン」の説明について、少しわかりやすくなるように文章を変更いたしました。「小中一貫教育の推進」については、以上です。

続いて、33ページをご覧ください。「地域とともにつくる学校教育の推進」についてです。こちらでいただいた意見としましては、まず「スクール・コミュニティという考え方を取り入れてはどうか」、また「具体的な取組について記載してはどうか」というご意見がありました。スクール・コミュニティについては、どちらかというと社会的教育な考え方であり、学校づくりよりさらに視野を広げた地域づくりというような考え方になると思われま。門真市としては、まずは学校教育の観点で、コミュニティ・スクールを軸に、地域とともにある学校づくりを目指していく、ということに記載していきたいと考えております。もちろんですね、スクール・コミュニティも重要な考え方ありますので、後段にはなりますが、基本施策2の施策の方向性7「多様な学びと人とのつながりをつくる学校づくりの推進」の部分で、学校づくりを通して学校を核とした地域づくりについて、簡単ではありますが記載をしております。その他、具体的な取組については、各校でコミュニティ・スクールを担う人材育成が進むよう、コミュニティ・スクールについての理解を深めていくいただくために、さまざまな場でコミュニティ・スクールについて発信していく旨というものを追記させていただきました。その他、大きく変わった部分は特にはありません。「地域とともにつくる学校教育の推進」については、以上です。

次に、34ページをご覧ください。「令和の日本型学校教育の推進」についてです。こちらにつきましては、「課題発見、課題を発見する力や、主体、主体性など、表現は違うが同じような意味の言葉が散見している」というご意見がありましたので、整理いたしました。この後に出てくる言葉につきましても、ある程度の統一はさせていただいております。こちらも、内容については特に大きな変更はございません。

以上、「めざす教育や3つのつながりをつくるために施策全体として取り組む事項」についてのご説明となります。

委員長

「めざす教育や3つのつながりを創るために施策全体として取り組む事項」について説明いただきました。ただいまの説明について、何かご意見やご質問ございませんでしょうか。

はい、委員どうぞ。

委員

ご説明いただいた言葉でちょっとピンと来なかった言葉があったのですが、「コミュニティ・スクール」と「スクール・コミュニティ」って何が違うのかとか、あとずっと気になっていたのですが、「学校運営協議会」という言葉と「コミュニティ・スクール」という言葉が、同じことを指しているはずなのに、2つあって、活動が別々で行われているような感覚あります。どちらかに統一してくれたらいいのになとずっと思っていたのですが、この辺りの説明をもう一度お願いできますでしょうか。

委員長

では、よろしくお願いたします。

事務局

「コミュニティ・スクール」と「スクール・コミュニティ」の違いについてですが、まず「コミュニティ・スクール」は、地域の方とか保護者の方とか、今おしゃっていただいた学校運営協議会が、その三者がより協力して一体となりながらみんなで子どもを育てていく、要は学校づくりっていうところに中心を置いている考え方です。「スクール・コミュニティ」は、そこからさらに広げて、学校を軸として、いろんな地域の方とのつながりを濃くしていく、どちらかというところ「地域をつくる」というようなイメージですね。「コミュニティ・スクール」は「学校をつくる」というので、「スクール・コミュニティ」は地域をつくるという考え方が大きな違いになるかなと思っております。

委員

同じではないのでしょうか。

事務局

ちょっと違います。学校を良くするっていうのと、学校を軸としながらいろんな地域の活性化みたいなのところにつなげていくという違いです。「コミュニティ・スクール」は地域とか協力してもらいながら、学校をより良くしていくみたいなイメージですかね。ざっくりしたイメージになって申し訳ないのですが、その辺りがちょっと大きな違いになるかなという風に思います。

委員長

要するに「スクール・コミュニティ」というのは校区のイメージで、学校が中心になって校区の皆さんに学校をよくしていただくというもので、だから、校区という風にイメージしていただいたらいいと思います。「コミュニティ・スクール」というのは、運営協議会というのを持っている学校のことを指しています。だから、運営協議会というのが審議をする場ですよね。その運営協議会と一緒に活動する、教育活動を行っているのが「コミュニティ・スクール」ということになります。運営協議会というのは、会議体の名称です。その会議体を持っている学校を「コミュニティ・スクール」と言うと、そういう風に私は理解しております。

副委員長

補足させていただきます。これは本当にややこしいですね。学校側から見るか、PTAとか地域から見るかで呼び名が違うっていうだけです。やっぱり学校中心とか先生中心で話し合いされるので、当たり前のように「コミュニティ・スクール」と呼ばれて、学校が主語になっていますけれども、でも地域から見たら学校って社会の中のひとつでしかないのだから、「スクール・コミュニティ」と、コミュニティが最後に来ますよね。なので、72ページの「コミュニティ・スクール」の説明が、ちょっと不親切かもしれないですね。これを読む多くの方はPTAとか地域の方なので、たぶんとても混乱すると思います。「コミュニティ・スクール」と言っているけれど、全然出てきてなくて「学校運営協議会」という名前しか出てこないな、となると思います。最初に出てきた時に、どこに出る部分かわからないですけれども、「学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ」と。先生だけで話し合うのではなくて、いろんな人が参加して意思決定するのが学校運営協議会です。今までのように、学校の先生だけでやっているわけではないですよ。スクールが後ろに来たら学校側から見たんだな、という感じですかね。

委員長

ありがとうございます。72ページに話が飛んでしまったんですけども、学校運営協議会というものの説明があった方がいいかもしれないですね。「導入した学校」で、その後「学校運営協議会とは」とか、「先生と地域が、協議して学校の教育方針を決めたり運営を司るんだ」という説明をちょっと一言入れてあげるとわかりやすくなるかもしれないですね。

ありがとうございました。事務局の方もよろしいですかね。委員もよろしいですか。

委員

はい、ありがとうございます。

委員長

それでは、他に何か質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、続いて、35 ページの基本施策 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、続きまして、基本施策 1 の修正案についてご説明させていただきます。まず、全体に係る部分としまして、指標についてのご説明を先にさせていただきます。

指標については、「目標値を見直してはどうか」という意見をいくつかいただきしており、事務局で検討したところ、これまで設定していました全国平均や児童生徒全員 100% というような考え方で目標値を設定するのではなく、門真市の現状値に対しての目標値を設定するという考え方で設定してはどうか、という案になりました。そのため、アンケートや学力状況調査を対象とした指標につきましては、基本的に一律現状値から 5% アップという考え方で目標値を設定し直しました。もちろん、指標の中にはそれでも 100% を目指さなければならないという指標もございますので、そちらにつきましては 100% の目標値で設定させていただきます。また、その辺りについては、出てきたときに説明させていただこうと思いますので、よろしく申し上げます。

それではまず、37 ページをご覧ください。修正した箇所のみご説明させていただきます。こちら 4 番の「ICT 機器の効果的な活用」について、「最後の行に、「複線型の授業改善」という記載があり、少しイメージがしにくい」というご意見がありましたので、意図が伝わるように文言の修正をいたしました。

続いて、40 ページです。こちら現状と課題の部分ですが、3 段落目に「学び続ける教師の姿は、児童生徒にとって重要なロールモデルになり」という記載がありますが、こちらについて、「教師が学ぶ姿がロールモデルになり得るのか、また、基本施策 1、2 で言うのであれば、「教師と子どもが学び合う」というような表現にした方がよいのでは」というご意見がありました。教職員が学ぶ姿がロールモデルとなるという旨は中教審答申で示されており、教師と子どもが学び合うのではなく、教師が学ぶことで子どもの学びに還元されていく、という意味となるため、「学び続ける教職員の育成」としてしています。ですので、ここに記載している表現および表題につきましては、前回の案のままで進めようと考えております。

続いて、43 ページをご覧ください。「すべての子どもの人権が尊重される学校づくり」について、「障がい理解教育について触れなくてもよいのか」というご意見がありました。こちらは、その意見を踏まえ、現状と課題の部分に障がい者の人権について追記しております。また、主な取組の「1. 人権教育の推進」の部分について、障がい理解教育だけでなく、こちら大阪府が主催する課題別人権教育として、同和教育、ジェンダー平等、在日外国人教育、子どもの人権といった人権課題についても取り組んでいくよう修正いたしました。

続いて、47 ページをご覧ください。「「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進」についてです。以前の計画案では、「現状と課題の説明が、個別最適な学び

の視点だけで書かれていたため、協働的な学びの視点も入れてはどうか」というご意見がありましたので、下から3行目の部分に、その旨追記いたしました。また、細かいところではありますが、次の48ページの「支援教育に係るサポート人材の活用」の5行目、リフト付きバスについては、前回案では鍵括弧がついていまして「何か意図があるのか」というご意見がありましたが、こちらは削除いたしました。

続いて、49ページをご覧ください。指標についてです。前回の案では、「特別の教育課程の編成が必要な児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合」の指標でしたが、「この指標では100%が当然の指標なので見直してはどうか」というご意見があり、指標をこちらに記載しているものに修正いたしました。こちらの目標値につきましては、100%を目指すべき指標と考えておりますので、他の指標と違い目標値を100%で設定しております。

続いて、52ページをご覧ください。こちらには、元々、主な取組の部分に「情報モラル教育の推進」というものを入れておりました。しかし、「いじめ防止」という部分だけの主な取組に入れるのではなく、もっと広い意味で必要なのでは」というご意見をいただきましたので、後ほど説明させていただきますが、新たに追加させていただきました施策の方向性(11)「豊かな心を育む教育の推進」に移動いたしました。また、こちらの3番、「いじめに関する相談窓口の設置」について、「活用しやすい」「匿名性がある」というような記載を入れてはどうか」というご意見がありましたので、通報しやすい相談窓口を引き続き設置するということや、被害者保護最優先と守秘について追記記載いたしました。

続いて、53ページをご覧ください。前回の案では、施策の方向性(10)は、「健康な心と体をつくるための取組の推進」という題にしておりましたが、先ほどの「情報モラル教育の推進」についてのご意見について検討や、その他各施策の方向性の主な取組を見直したところ、心を育てる取組と体を育てる取組に施策の方向性をわけた方が整理できるのではないかと、いう風に考えました。そのため、こちらの施策の方向性(10)を、体を育てる取組として、「健やかな体を育てるための取組の推進」とし、次の55ページに記載しているように、施策の方向性(11)「豊かな心を育む教育の推進」を追加いたしました。

前後しますけれども、53ページの方を先に説明させていただきます。「健やかな体を育てるための取組の推進」の主な取組は、「食育の推進」「生活リズムを整える教育の推進」「安心・安全な給食の提供」としています。「生活リズムを整える教育の推進」は、前回の案では「睡眠教育の推進」としていましたが、「もう少し意味合いを広げた方がいいのでは」というご意見をいただきましたので、「生活リズムを整える教育の推進」という風に修正しております。また、こちらの指標に、朝食欠食率について、「数値を上げにくいので見直しはどうか」というご意見がありましたが、学校では給食試食会などで保護者に朝食を含めた食の大切さの啓発や、子どもたちへ給食だけでなく規則正しい食事の大切さを授業で伝えたりなどし

ていることから、数値を上げることは可能と判断し、指標は、朝食欠食率のままでいこうと考えております。

続いて、55 ページをご覧ください。先ほどお伝えしましたように、こちらは新たに追加した施策の方向性となります。主な取組としまして、「読書活動の推進」、こちらは、前回の案で「読書に親しむ機会の充実」「市立図書館との連携」など図書に関する取組が散見していたため、そちらをまとめ「読書活動の推進」としてこちらに位置づけました。その他、「自他の命を大切にす心と態度を育む教育の推進」と、先ほどお伝えしましたように「情報モラル教育の推進」をこちらの主な取組として位置づけております。

以上が、施策の方向性 1 の修正案についてのご説明となります。

委員長

ありがとうございました。ただいま施策 1 について説明いただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

前回いただいたご意見は、大体きちんと踏まえて修正いただいているように思いました。よろしいですか。はい。ありがとうございます。特にないようでしたら、続いて、基本施策 2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、続いて、基本施策 2 の修正案についてご説明させていただきます。

まず、57 ページをご覧ください。「専門家と連携した学校体制づくり」についてです。こちら、前回の案では、現状と課題の最後の行に「校長のリーダーシップによる学校運営」という表現がありましたが、「校長のリーダーシップについては、ここだけではなくすべてにおいて求められることであるので、共通事項等の部分に記載してはどうか」というご意見がありました。いただいたご意見を踏まえ、リーダーシップという言葉は使わず、若干表現を変更しております。また、校長のリーダーシップという表現については、いただいたご意見の通り全体に関わることでありますが、記載するとなるとあらゆるところで記載しなければならないと考え、あえて記載をすることはしないという方向で考えています。

続いて、59 ページをご覧ください。主な取組の「1. 社会の変化に対応した教職員の資質向上」について、「非認知能力の向上につながるような記載を入れてはどうか」というご意見がありましたので、そのような記載を真ん中 3 行目あたりに追加させていただいております。

次に、61 ページをご覧ください。「教職員の働き方改革の推進」についてです。こちらは指標について、「目標数値 30 時間の妥当性は」というご質問がありました。30 時間に設定している理由としまして、給特法の改正に伴い文部科学省から令和 11 年度までに 30 時間まで削減することを求められているため、目標数値を 30 時間に設定しております。基本施策 2 の修正案については、以上となります。

委員長

ありがとうございました。第4章の基本施策についてご説明いただきました。

ただいまの説明について、何かご意見ご質問ございますか。これまでのところで、何か、その他にございませんでしょうか。よろしいですか。特にないようでしたら、ここまで、第1章から第4章までの修正案についての審議はここまでとさせていただきます。

3. 「第5章 計画の推進に向けて」「資料編」について

委員長

続いて、「案件3. 「第5章 計画の推進に向けて」「資料編」について」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、今回新たに追加いたしました第5章と資料編について、ご説明させていただきます。

まず、68ページをご覧ください。こちらは、第5章として「計画の推進に向けて」を記載しております。まず、「計画の推進体制」についてです。(1)「計画の共有と確実な実施」というところで、計画の推進にあたり、基本理念などについて、教育委員会だけでなく各学校の教職員が十分に理解していく必要があります。共有化を図るための取組を進め、教育委員会、学校ともに目標達成に向けて取組を推進していくということを記載しています。その他、(2)「庁内関係部署との連携」、(3)「関連機関との連携」、(4)「計画の周知」を計画の推進体制として記載しております。

続いて、69ページ、「計画の進行管理」について記載しております。こちらは、本計画の進捗状況の管理評価については、PDCAサイクルに沿って行うよう努めるということ、各学校でもPDCAサイクルに則って教育活動を検証し、改善を図りながら取組を進めていくということを記載しております。「計画の推進体制」については以上となります。

次に、70ページをご覧ください。ここからは「資料編」となります。まず「用語解説」です。主に専門的な用語について解説を入れております。また、2つの「共同」「協働」についての違いや、また、「主体的」という言葉についての説明を、こちら73ページに入れてはどうかという意見がありましたので、そちらについて記載させていただいております。

用語解説については以上となります。76ページ以降は、門真市附属機関に関する条例、規則や、本委員会の委員名簿、委員会の審議経過や諮問書を掲載しております。また答申書も掲載する予定です。第5章と資料編についての説明は以上となります。

委員長

ありがとうございました。ただいま、事務局より第5章と資料編についてご説明いただきました。ただいまの説明について、何かご意見やご質問ございませんでしょうか。

委員、どうぞ。お願いします。

委員

75 ページの資料編の「令和の日本型学校教育」のところで、説明を読んだところ、「従来の日本型学校教育を発展させ」という表現になっていて、この「日本型学校教育」ということに対して、どっかで言うっておかなくてもいいかなとちょっと思いました。

委員長

そうですね。「令和の」とつけているということは、それまでの日本型がどうなのかなと思いますね。事務局、どうですか。

事務局

わかりました。そうしたら、ちょっとその辺また載せる方向で検討していきたいと思います。

委員長

一般の方が読まれるということで、よろしく願いいたします。他にございせんか。

委員、どうぞ。

委員

先ほど澤田さんとも話していたのですが、これは広く一般に読まれてこそ意味ある文章になってくるかなと思うのですが、私はこういう機会がありましたが、たぶん多くの方は、自分から探しに行くということはほとんどないと思うので、先ほど広報のところでいろんなことを挙げていただいたんですけども、どうやったら、こういう考え方でやっているんだっていうことが広く伝わるかなというところを、もっと何か柔軟に考えていただいて、広報誌だけではなくて、例えば門真だったら LINE を使っていると思うので、LINE で面白く 4 コマ漫画にして発信するとか、そういうような、何か広報に関してはもっと工夫が必要かなという風に思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。文言の修正というよりは、広報のところで工夫していただきたいというご意見ですね。ありがとうございました。それは、私もそう思います。よろしく願いいたします。他にございますか。

副委員長

これは、73 ページの語句説明のところ、反映するかどうかはお任せいたしますけれども、性的マイノリティに関するところで、おそらく「ゆまにてなにわ」とかその辺では、性的マイノリティというと、どうしても少数の限られた人権課題になってしまって、すべての人に関わる人権だということで「SOGI」という言葉を使うということで、「ゆまにてなにわ」もたぶん最初にそれから説明入っていると思いますので、「性自認をもたない人もいる」の後に、「近年では、すべての人に関わる課題として、SOGI（性的指向と性自認）と呼ばれることもある」みたいな追記なんかも検討いただくといいかなと思いました。十分この表現でも大丈夫かなとは思うのですけれども。以上です。

委員長

いかがですか。よろしいですか。

言うまでもないことなのですからけれども、69 ページの計画の進行管理、ここは、市の立場で書いてあるということですよ。PDCA サイクルを市として回していくという。今までずっと読んできた中で、各学校にもそういう形での取組を進めていくということですので、3行目に、「各学校でも毎年PDCA サイクルに則って、各学校の教育活動の検証を行うとともに」という、ここは、各学校でやっているかどうかを市・教育委員会が検証するという風に考えればいいわけですね。そういうことですね。各学校もその検証を行っているわけですね、学校教育のすべての。そこをちょっと表現工夫された方が。市として全体の検証もするけれど、それぞれ各学校でやっているかを市が検討するのではなくて、学校も自らの検証もして行って、それを市が検証するという、ちょっと広がりのある表現にできるのではないかなと思います。ちょっと、文章を一言二言考えていただけたらいいかなと思います。

他にございませんでしょうか。

委員長

それでは、続きまして、終わりですね。ありがとうございました。第5章と資料編についてご説明いただきました。その他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。特にないようでしたら、案件3についてはここまでとさせていただきます。

一通り駆け足で進めてまいりましたが、後で気付かれたこと、あるいは言い忘れたこと、これがありましたら、会議の後でも結構でございますので、事務局の方にご連絡していただきますようお願いいたします。事務局、それでよろしいですかね。後で受け付けていただくということで。

事務局

そうですね、はい。会議後も意見を受け付けさせていただきます。ただ、今後事務の手続きとかが入ってきますので、ご意見につきましては、今週中を目途ぐらいで意見いただければと思います。あと、全体をこの後事務局とかでも見直していきますけれども、その中でまた、内部の方で表現とか一部変えた方がいいのではないかなという意見も出る可能性もありますので、大きく変えることはないですが、表現

等をもしかすると少し今後も一部変わることがあるということをご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

はい。わかりました。では今週中ということでございます。

本日いただきましたご意見については、事務局で検討していただくと思うんですが、パブリックコメント手続きに入られるまでに、また会議でお集まりいただく機会がありませんので、この後の修正の確認は、私が代表してさせていただくという風にしたいと思いますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

よろしいですか、はい。ありがとうございます。それでは、私の方で確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4. その他

委員長

最後に、「案件4 その他」について、事務局より何かありましたら説明をお願いします。

事務局

資料3の「門真市教育振興基本計画 パブリックコメント 概要」をご覧ください。こちらの趣旨としましては、策定した計画案について広く市民等から意見を聴取するために実施するものであり、意見の募集期間としましては、12月中旬から令和8年1月中旬までを予定しております。だいたい1か月ぐらいの期間で予定しております。対象についてや意見箱の設置場所等についても、そちら記載しているものをご覧くださいと思います。意見への対応としましては、提出された意見は原則として市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いします。

続いて、次回委員会の日程についてです。次回、第4回委員会は、令和8年2月9日月曜日、10時からを予定しております。場所などにつきましては後ほどご連絡させていただきますので、ご予約の方よろしく願いいたします。以上です。

委員長

ありがとうございました。今事務局からパブリックコメントの概要のご説明ございましたが、何かご質問ございますか。

ホームページでいただいた意見を公開されるということでございます。

委員

すみません。確認だけいいですか。

委員長

はい、どうぞ。委員。

委員

「在学されている方」と書いてあるんで、これは何か、イメージあるんですかね。年齢制限はないのですか。

委員長

事務局の方よろしくお願いします。

事務局

年齢制限があったかどうか、確認します。

門真市には大学がないのですが、専門学校とかいろいろあるので、在勤でもない、在住でもないけど、門真市で活動されている方というのはいらっしゃるところで、在学というのも入れていいんじゃないかと、最近のトレンドとしてはあるので、そういった意味合いで入れてはいます。ちょっと小学生とか高校生入れていいのかっていうのは、ちょっと確認してまたご案内させていただきます。

副委員長

すぐに反映するというわけではないのですけれども、今回、門真市教育振興基本計画ということですのでこれでいいかなと思うんですが、他市では、こういう教育振興基本計画とこども施策を結び付けて、子ども・若者の意見を反映させて計画づくりにしていくということで、八尾とか松原なんかは、計画をYouTubeで子ども向けに発信して意見を求めるみたいな形もあります。実際計画づくりにおいて子どもの居場所でヒアリングしていくというような流れもありますので、例えば、今回の閲覧場所で追記ができるのでしたら、子どもロビーとか障害者福祉センターとか、そういったところであったりとか、光亜興産さんとかのエリアマネジメントされているようなところにちょっと意見を求めに行くとか、なんかそんな追加の場所なんかも検討いただくと、ちょっと次につながるのかなと思いました。以上です。

委員長

これだけ全部子どもが読むというのはなかなか大変ですけれども、そういう場所をちょっと広げるというのをご検討いただけたらと思います。

そうですね、市はこういう方針で教育してるのですよという子ども向けの何かがあってもいいかもしれないですね。パブリックコメントとはまた別にですね。ちょっと脱線しましたけれども、はい、ありがとうございました。

それでは、このパブリックコメントについてはよろしいですか。

では次回は、来年の2月9日ということでございます。よろしく願いいたします。他に、何か最後に言い残したことはございませんか。

それでは、これもちまして、第3回門真市教育振興基本計画策定委員会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。